

## R D 最終処分場問題の解決に向けた県の対応方針（案）

## 1 策定の趣旨

この対応方針は、R D 最終処分場問題を早期に、着実に解決していくため、県の今後の対応について、取り組む課題を整理するとともに、解決に向けた効果的で合理的な対応策等を策定していくための取組手順等を示すものです。

## 2 経過

R D 最終処分場は、昭和 54 年に安定型処分場として新規許可（当初は個人名義）され、平成 10 年に埋立終了した許可面積 48,540 m<sup>2</sup>、許可容量 401,188 m<sup>3</sup>の施設です。

平成 11 年 10 月、処分場東側側溝内で 50ppm 強の硫化水素ガスが検出されました。県は、ただちに、硫化水素調査委員会を設置し、硫化水素ガスの発生原因調査や廃棄物の掘削調査、また、地下水や浸透水の水質調査等を実施し、その原因の究明と対応策の検討を行いました。

この調査検討をもとに、平成 13 年 12 月には、廃棄物処理法に基づき、R D 社に対し、浸透水や地下水を浄化するための水処理施設や沈砂池の設置、硫化水素ガス対策としての北尾団地側埋立廃棄物の法面後退工事、深堀箇所では浸透水を地下水に漏出させない遮水工事の 4 項目の改善命令を発し、平成 17 年 6 月に完了させました。

続いて、平成 17 年 9 月と 12 月には、R D 社に処分場西市道側平坦部を掘削させたところ、ドラム缶や一斗缶などの違法な埋立物が発見されたことから、この違法なドラム缶等の撤去等を命じる措置命令を平成 18 年 4 月に発しました。しかしながら、6 月 19 日、R D 社が破産手続開始の申立を行っていることが明らかになり、同社による是正が見込めない状況となっています。

県では、現在まで、硫化水素ガスの監視や周辺地下水のモニタリング調査を実施しており、硫化水素ガスについては、現在のところ検出していませんが、周縁地下水からは地下水基準を上回る物質が検出され、地下水汚染が続いている状況です。

## 3 課題

R D 最終処分場に関しては、地下水汚染を始めとする環境汚染問題、違法に埋められたドラム缶問題および R D 社の経営破綻から処分場の今後の施設管理問題があります。このような問題に対して、科学的な調査分析のもと、効果的で合理的な対応策を検討していく必要があります。

また、R D 社の経営破綻を踏まえ、経営責任の追及を行うとともに、問題発生から 7 年が経過しようとするなか、これまでの県の対応を検証し、責任を確認し、再発の防止策を検討していく必要があります。

## 4 取組方針

これまで県は、処分場から発生する諸問題については、原因者である R D 社に是正

させるとの基本姿勢で、改善命令等を発してきましたが、R D社が経営破綻した厳しい事態を受け、廃棄物処理法の趣旨に基づき対応策を策定するため、次の取り組みを行います。

取り組みにあたっては、科学的・専門的な知見を踏まえるとともに、透明性を確保し、地域住民の皆さんとの信頼関係の確保や、栗東市を始め関係機関との連携・協調をもとに進めます。

(1) 事業者および排出事業者等で違法な処分等を行った者(以下、「事業者等」という。)の責任を追及し、その適正な対応を求めること。

ア 事業者等に対して、廃棄物処理法その他関係法令に基づき、責任を追及し、求償等の適切な措置を講じる。

イ 責任を追及するための必要な調査を実施する。調査の実施にあたっては、関係機関および関係者に広く協力を求める。

(2) 環境汚染やドラム缶問題等の解決のため、科学的で、専門的かつ幅広い検討を行い、効果的で合理的な対応策を策定すること。

ア 対策委員会等の設置

対応策を調査検討するため、「R D最終処分場問題対策委員会」(以下「対策委員会」という。)を設置する。また、対策委員会に「専門部会」を設置し、科学的、専門的な調査検討を行う。

イ 対策委員会の構成

対策委員会は、学識経験者、地域住民の代表、栗東市職員および県職員等概ね20名程度の委員で構成する。専門部会の委員は、概ね7名とし、学識経験者により構成する。なお、対策委員会が調査検討を行うにあたり、特に、専門的、実務的な知識や情報が必要とされる時は、オブザーバーを置くことができるものとする。

ウ 栗東市委員会との連携

栗東市が設置する(株)R Dエンジニアリング産業廃棄物最終処分場環境調査委員会と対策委員会との連携調整に配慮する。

(3) これまでの県の行政対応を検証するとともに、再発の防止を図ること。

ア 検証委員会の設置等

R D最終処分場問題に対するこれまでの県の対応の問題点や責任を検証するため、「行政対応検証委員会」(以下「検証委員会」という。)を設置するとともに、今後の再発防止策等について検討する。

イ 検証委員会の構成

検証委員会は4名程度で構成し、委員は学識経験者や有識者で構成する。

(4) 取り組みを円滑に推進していくため、次の事項に配慮すること。

ア 栗東市等との連携

R D問題対策県市連絡協議会で意見交換や共通課題の協議を行い、共通認識と連携を深めるとともに環境省とも協議する。

#### イ 住民との対話

##### 地域住民との対話

地域住民の皆さんに、対策委員会での検討状況や調査計画などについて説明するとともに意見を伺う。

##### 情報の共有と公開

ホームページを充実し、処分場の状況、解決のための取組、対策委員会等の開催や検討状況および周縁地下水等のモニタリング結果等を迅速に公表する。また、対策委員会および専門部会の会議は公開にする。

#### 5 既に発した措置命令等の対応について

##### (1) ドラム缶、一斗缶およびポリタンクの適正処分

措置命令を発し撤去を求めたR D最終処分場西市道側平坦部に埋められていたドラム缶、一斗缶およびポリタンクについては、適正処分を行います。

##### (2) 汚染廃棄物土の支障の除去

処分場西市道側平坦部の違法なドラム缶等により汚染された土壌については、汚染の範囲等を確認し、支障除去の対応策を検討します。必要に応じ対策委員会の意見を求めます。

#### 6 R D最終処分場の管理について

##### (1) 土地所有者等への施設管理指導

R D最終処分場の土地権利移動の動向等を迅速に把握し、施設の適正な維持管理が行われるよう関係者への指導を行います。

##### (2) 処分場周辺の監視等

周縁地下水モニタリング調査や周辺パトロールを実施し、地下水の分析や硫化水素ガスなど処分場周辺の監視を行います。

#### 7 委員会の検討期間および対策実施計画の策定

対策委員会および検証委員会の検討期間は、概ね1年以内とします。

これらの報告書をもとに、県として取りまとめを行い、対策実施計画書を策定します。

#### 8 財源の確保について

対策実施計画書の実施にあたっては、事業者等に対する責任の追及のもと、その経費の負担を求めるとともに、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去に関する特別措置法」の適用を得る等財源の確保を図ります。あわせて、国に対しては不法投棄是正措置への十分な支援の仕組みづくり要望します。